

会員規約

第 1 条(定義)

「ザ・プライベートジム」(以下「本クラブ」といいます)とは、健康的な身体作りを目的としたパーソナルトレーニングの提供、並びにプライベートな空間によるトレーニング施設、ジム用具の利用が可能なサービスです。

第 2 条(適用範囲)

会員規約(以下「本規約」といいます)は、本クラブの利用者に対して適用します。

第 3 条(管理運営)

本クラブのすべての施設はワールドシェア株式会社(住所：福岡県福岡市博多区博多駅東 3 丁目 8-15 サティス博多駅東 6F)が経営します。

第 4 条(会員制)

本クラブは、会員制とします。

第 5 条 (入会資格)

1. 本クラブの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。
 - (1) 本クラブへの入会登録を行った方。
 - (2) 本利用規約に同意した方。
 - (3) 満 18 歳以上の方。
 - (4) 本クラブの利用に堪え得る健康状態であることを申告いただいた方。
 - (5) 医師等から運動等を禁止されていない方。
 - (6) 伝染病その他他人に伝染又は感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
 - (7) 妊娠していない方。
 - (8) 反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。)の関係者でない方。
 - (9) 過去に当社より本クラブご利用のお断りの通告を受けていない方。
2. 本クラブの利用資格は第三者に譲渡できるものではありません。

第 6 条(入会手続き)

1. 本クラブに入会しようとするときは、以下に定める手続きを行うことにより、入会申し込みを行っていただきます。
 - (1) インターネット上での入会申込みの手続きにより本規約及び「個人情報保護方針」に同

意した上で 入会申込みを行っていただきます。

(2) 本クラブは、所定の基準に従い、入会資格の有無等を判断の上、入会の承諾を行います。

(3) 第 9 条に定める諸費用を本クラブに払い込みいただきます。

第 7 条(変更手続き等)

1. 会員は、入会時に入力した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。

2. 本クラブより会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。

第 8 条(個人情報保護)

本クラブは保有する会員の個人情報を、本店が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第 9 条(諸費用)

1. 会員は、本クラブに対し、本クラブが別途定める期日までに、年会費等会社が別途定める諸費用(以下、「諸費用」といいます)をお支払いいただきます。

2. 一旦納入した諸費用は、返還できません。

第 10 条(会員資格の取得)

第 6 条の入会手続きが完了し、諸費用のお支払いが確認できた時点で、会員資格を取得するものとします。

第 11 条(会員資格の相続・譲渡)

本クラブの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権および譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、本クラブの会員資格は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。但し、法人の合併その他組織再編行為を除きます。

第 12 条(退会手続き)

1. 会員は、退会を申し出る場合、電話で本クラブへ退会の意向を伝えるものとします。

2. 会員は、電話で退会を申し出た月の翌月末を持って退会となります。

3. 会員は、退会を申し出た翌月まで諸費用をお支払いいただきます。

4. 会員が月途中で退会を希望した場合でも、一旦納入した諸費用は返還できません。

第 13 条(その他会員以外の施設利用)

本クラブは、特に必要と認めた場合は、会員以外の方の諸施設の利用を認めることができます。

第 14 条(施設内諸規則の遵守)

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、以下の定めを遵守しなければならない。

(1) 以下の事項を理解・同意すること

- ①備品等を盗難・破損をした場合、会員が損害責任を負うこと。
- ②忘れ物があった場合、一定期間経過後は当社にて廃棄すること。
- ③通信が混みあった際、店舗内 Wi-Fi の通信速度が遅くなる場合がある。
- ④痩身エステマシン、及び脱毛器の効果には個人差があり、会員が希望する結果を保証するものではないこと。

(2) 以下の施設設備の使用等に関する事項に違反しないこと

- ①第15条に定める禁止事項を行わないこと。
- ②痩身エステマシン・脱毛器を初めて使用する前に、施設備え付けの取り扱い説明書と禁止・注意事項を必ず読むこと。
- ③痩身エステマシン・脱毛器を使用する際は、必ず備え付けのクリームを施術対象箇所の肌に塗布すること。
- ④痩身エステマシンを肌に照射する際は、1か所にとどめず、クリームを塗布している部位上で常に動かしながら使用すること。
- ⑤痩身エステマシン・脱毛器を連日同じ個所に使用しない。痩身エステマシンは2日に1回、脱毛器は3日に1回を限度に同じ部位に当てること。
- ⑥痩身エステマシン・脱毛器を使用した際に、異常を感じる場合は速やかに使用を停止すること。
- ⑦トレーニング器具使用後は、備え付けのアルコールスプレー、もしくは次亜塩素酸水スプレーで消毒し、器具を元の位置に戻すこと。
- ⑧痩身エステマシン・脱毛器の使用後は、備え付けの次亜塩素酸水スプレーで器具の掃除を行い、器具を元の位置に戻すこと。痩身エステマシン・脱毛器にはアルコールスプレーは使用しない。
- ⑨施設備え付け備品以外のゴミは持ち帰ること。
- ⑩利用ルール・マナーを厳守すること。
- ⑪必ず事前に予約をすること。
- ⑫予約をキャンセルする場合は会員ページ上でキャンセル手続きを行うこと。
- ⑬予め予約した終了時間を厳守すること。

第 15 条(禁止行為)

会員は、諸施設において次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為。
- (2) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 騒音を出す等の迷惑行為。
- (5) 他の施設利用者の施設利用を妨げるおそれのある行為。

(6)物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
(7)クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為。
(8)他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。

(9)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為。

(10)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。

(11)刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為。

(12)アルコール類を館内へ持ち込む行為。

(13)施設内で喫煙・食事をする行為。

(14)痩身エステマシン・脱毛器に水をかける、浸す、濡らす行為。

(15)以下に当てはまる人が痩身エステマシンを使用すること。

①医療用電子機器（ペースメーカー、人工心肺、心電計等）を使っている。

②心臓疾患がある。

③妊娠中・妊娠の可能性がある。

④授乳中である。

⑤月経中である。

⑥血液異常（血液凝固障害や血友病疾患等）がある。

⑦悪性腫瘍がある。

⑧医療特定疾患(膠原病等)がある。

⑨糖尿病である。

⑩甲状腺疾患がある。

⑪肝機能障害がある。

⑫出血や内出血の可能性がある。

(16)以下に当てはまる人が脱毛器を使用すること。

①医療用電子機器（ペースメーカー、人工心肺、心電計等）を使っている。

②皮膚知覚障害

③妊娠中・妊娠の可能性がある。

④授乳中である。

⑤月経中である。

⑥アトピー性皮膚炎・湿疹・ヘルペス等皮膚疾患がある。

⑦太陽光で肌が荒れやすい体質である。

⑧アレルギー体質である。

⑨化粧品・衣類・金属などに被れやすい体質である。

⑩成長期の子供。

(17) 痩身エステマシンを以下の部位に使用すること

①粘膜・口内・眼球

②心臓の近く

③美容整形部位（シリコン等注入系の整形を含む）・手術跡や金属が入っている部位

④歯科治療部位（インプラント・銀歯金歯・鉄板・入れ歯等）

⑤陰部（I・V・O等の生殖器を含む周辺全て）

⑥粘膜（唇・乳首・鼻孔・生殖器全て・肛門等）

⑦入れ墨がある部位

⑧傷口や脱毛・日焼け直後の部位

⑨痛覚・近く障害を起こしている部位

⑩アトピー・湿疹などの症状がある部位

⑪痒みや火照りを伴う病的なシミがある部位

⑫首の頸動脈付近

⑬時計や貴金属を装着している部位

（18）脱毛器を以下の部位に使用すること

①目・目と眉の周り・耳・唇・首・頭

②陰部（I・V・O等の生殖器を含む周辺全て）

③粘膜（唇・乳首・鼻孔・生殖器全て・肛門等）

④へそ

⑤肝斑（かんぱん）、シミ、ほくろなど褐色または黒色の部分

⑥かさぶた・傷・あざがある箇所

⑦湿疹・かぶれなどの症状がある部位

⑧ニキビ・吹き出物等炎症がある部位

⑨虫刺されの症状がある部位

⑩タムシ（白癬）の疾患部位

⑪毛のう炎・毛包炎

⑫皮膚がんの疾患部位

⑬血管腫の部位

⑭いぼがある部位

⑮美容整形部位（シリコン等注入系の整形を含む）・手術跡や金属が入っている部位

⑯入れ墨がある部位

⑰甲状腺上

⑱日焼けした肌

⑲時計や貴金属を装着している部位

⑳衣類や髪の毛

㉑水で濡れている箇所

（19）予約をしていない状態で、無断で本クラブの施設へ入館し、備品を使用する行為。

（20）予約時間終了後に追加の予約を行わず、時間を無視して続けて施設の使用を続ける行為。

（21）物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。

（22）高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為。

（23）施設スタッフに対する、本クラブ以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為。

（24）その他法令および公序良俗に反する一切の行為。

第 16 条(免責)

1. 会員が被った諸施設の利用中の損害や怪我その他の事故(以下「事故等」といいます)について、本クラブに故意または過失がない限り、本クラブは当該損害に対する一切の責任を負いません。また、本クラブは、会員が諸施設の外で被った事故等について、一切の責任を負いません。なお、本クラブは、第 15 条(22)号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しております。会員が金銭貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合、本クラブは一切の責任を負いません。

2. 本クラブが契約する月極駐車場における盗難・事故等について、本クラブは当該損害に対する一切の責任を負いません。

3. 会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、本クラブは一切関与いたしません。

第 17 条(会員の損害賠償責任)

会員が諸施設の利用中、本クラブまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、本クラブに対して一切迷惑をかけないものとします。

第 18 条(会員資格喪失)

会員は次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

(1) 契約期間が終了したとき。

(2) 第 20 条により除名されたとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 会社が入会手続きをした施設の全部を第 21条により閉鎖したとき。

(5) 会員に対し、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他倒産処理手続(将来制定される手続きを含みます)開始の申立てがあったとき。

第 19 条(予約の変更・キャンセル)

トレーニングルームの予約キャンセルは開始時間の 15 分までに行うものとします。パーソナルトレーニングの予約キャンセルは予約日からご契約期間中のみとし、予約前日までに行うものとします。予約当日の変更・キャンセルについては、パーソナルトレーニングチケット 1 回分の消化となります。また、本クラブ側の都合や、本クラブ判断による予約の変更はこの限りではありません。

第 20 条(除名)

本クラブは、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本クラブから除名することができます。除名された会員は、以後諸施設の利用が一切できません。また、既にお支払いいただいた諸費用は、理由の如何を問わず一切返還いたしません。

(1) 第 5 条の入会資格を喪失したとき。または入会資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。

(2) 本規約および施設内諸規則に違反したとき。

- (3) 他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷し、本クラブに被害の届出があったとき。
- (4) 他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。
- (5) 大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為があったとき。
- (6) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
- (7) クラブの施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為があったとき。
- (8) 他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本クラブにその皆の届出があったとき。
- (9) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
- (10) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
- (11) 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為があったとき。
- (12) 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、施設スタッフの中止勧告に従わないとき。
- (13) 施設スタッフに対する会社以外の他者への就職あっせんや引き抜き等の行為を行ったとき。
- (14) 法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
- (15) 本クラブが会員と連絡が取れなくなったとき。
- (16) その他本クラブが会員としてふさわしくないと認めたとき。

第 21 条(施設の閉鎖・休養および解散)

本クラブは、次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業または本クラブの解散(以下「閉鎖等」といいます)をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として 1 ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。但し、閉鎖等により会員の会費支払義務その他の債務および責任が軽減されたり免除されることはなく、また、会社は会員に対して特別の補償または賠償を一切行いません。

- (1) 気象災害その他外因的事由により、会員に危機が及ぶと判断したとき。
- (2) 施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
- (3) 定期休業によるとき。
- (4) 事業譲渡その他本クラブの運営事業の承継、本クラブの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。

第 22 条 (利用の禁止)

会員が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を禁止します。

- (1) 暴力団関係者であるとき。
- (2) 伝染病その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患しているとき。

- (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
- (4) 妊娠しているとき。
- (5) その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第 23条(利用の一部制限)

会員が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を一部制限します。

- (1) 飲酒等により、安全に諸施設を利用することができないと本クラブが判断したとき。
- (2) 医師等から運動等を禁止されているとき。
- (3) 事前の問診および検査(脈拍・血圧等)により、安全に運動することができないと本クラブが判断したとき。
- (4) その他、正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。

第 24 条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

1. 本クラブは、会員が負担すべき諸費用について、本クラブが必要と判断したときは変更することができます。
2. 本クラブは、施設運営システムを、本クラブが必要としたときは変更することができます。
3. 前二項の場合、本クラブは 1 ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第 25 条(本規約等の改訂)

本クラブは、本規約および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、本クラブは予め改訂の 1 ヶ月前までに告知することにより、改訂した本規約および施設内諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。

第 26 条(告知方法)

本規約における会員への告知方法は、「ザ・プライベートジム」ホームページへの提示とします。

第 27 条(管轄の合意)

本規約および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。